令和元年第2回常陸太田市議会定例会会議録

令和元年6月3日(月)

議 事 日 程(第1号)

令和元年6月3日午前10時開議

日程第 1 会期の決定

日程第 2 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例)

報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市都市計画税条例 の一部を改正する条例)

報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市国民健康保険税 条例の一部を改正する条例)

報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度常陸太田市一般会計補正予算(第9号))

報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて(平成31年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号))

報告第 7 号 平成30年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書につい て

報告第 8 号 平成30年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計 算書について

日程第 3 議案第54号 常陸太田市森林環境譲与税基金の設置,管理及び処分に関する条例 の制定について

> 議案第55号 常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す る条例の一部改正について

議案第56号 常陸太田市介護保険条例の一部改正について

議案第57号 常陸太田市火災予防条例の一部改正について

議案第58号 小型動力ポンプ積載車購入契約について

日程第 4 議案第59号 令和元年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)について

議案第60号 令和元年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

日程第 2 報告第2号ないし報告第8号(一括上程)

日程第 3 議案第54号ないし議案第58号(一括上程・提案理由説明)

日程第 4 議案第59号ないし議案第60号(一括上程・提案理由説明)

口任勿	4 哦米5	p O .	771	方ない し 成未分 0 0 万(10工生 10米土山机							
出席議員																
	12番		井	小オ	大郎	議	長	1	1番	ī	高	星	勝	幸	副請	養長
	1番	森	Щ	_	政	議	員		2番	,	/\	室	信	隆	議	員
	3番	菊	池	勝	美	議	員		4番	Ē	取	訪	_	則	議	員
	5番	藤	田	謙	\equiv	議	員		6番	Ŷ	架	谷		涉	議	員
	7番	平	Щ	晶	邦	議	員		8番	1	益	子	慎	哉	議	員
	9番	菊	池	伸	也	議	員	1	0番	Ŷ	架	谷	秀	峰	議	員
	13番	茅	根		猛	議	員	1	4番	J	[]	又	照	雄	議	員
	15番	後	藤		守	議	員	1	6番	<u> </u>	黒	沢	義	久	議	員
	18番	宇	野	隆	子	議	員									
											_					
欠席議員																
	17番	髙	木		将	議	員									

説明のため出席した者

大久	、保	太	_	市			長	宮	田	達	夫	副	Ī	f	長	
石	Ш	八千代		教 育		Í	長	加	瀬	智	明	政策推進室理		事		
綿	引	誠	二	総	務	部	長	武	藤	範	幸	企	画	部	長	
鈴	木		淳	市	民生	活剖	長	岡	部	光	洋	保例	建福	祉剖	長	
根	本	勝	則	農	政	部	長	小	瀧	孝	男	商	匚観	光剖	長	
真	中		剛	建	設	部	長	磯	野	初	郎	会計管理者				
江	尻	伸	彦	上	下水	道剖	長	宇	野	智	明	消	ß	方	長	
生尹	き目		忍	教	育	部	長	弓	野	政	人	農業	委員会	事務	局長	
柴	田	道	彰	秘	書	課	長	塩	原	正	己	総	務	課	長	
江	幡		治	監	查	委	員									

事務局職員出席者

 笹 川 雅 之 事 務 局 長
 鴨志田 智 宏 次長兼議事係長

 小 林 博 則 総 務 係 長

午前10時開会

〇成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は17名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますからご了承願います。

17番髙木将議員、以上1名であります。

よって, 定足数に達しております。

これより令和元年第2回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○成井小太郎議長 本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

会議録署名議員の指名

〇成井小太郎議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

6番 深 谷 渉 議 員 15番 後 藤 守 議 員 の両名を指名いたします。

諸般の報告

〇成井小太郎議長 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。去る5月24日水戸市において県北市議会議長会が、同じく27日水戸市において茨城県市議会議長会が、同じく29日調布市において関東市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、明治150年福井国体記念碑植樹除幕式の議員派遣を平成31年3月議会で議決いたしておりましたが、4月19日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、平成31年2月26日付で、水戸市見川5の127の281、茨城県商工団体連合会会長松澤博氏から消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書が、また、平成31年3月25日付で沖縄県那覇市銘苅1丁目3番36号、ハピネス新都心II302号、新しい提案実行委員会、安里長従氏から辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外、国外移転について国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情書が、また、平成31年4月16日付で、水戸市城南3の9の20、茨城県医療労働組合連合会執行委員長松﨑みどり氏から、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書を国に提出することを求める陳情書が、また、令和元年5月15日付で東京都新宿区四谷2丁目8番地、全国青年司法書士協議会会長半田久之氏から、辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外、国外移転について、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情書が、お手元に配付してあります写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から平成30年度定期監査報告書及び平成31年3月4月、令和元年5月の例 月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告い たします。

次に,「地方自治法」第121条の規定により,提出案件説明のため,次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

大久保 太 一 君 長 副 市長 宮 田 達 夫 君 石 川 八千代 君 政策推進室理事 加瀬 智 明 君 教 育 長 綿引誠二君 総務部長 企画部長 武 藤 範 幸 君 市民生活部長 鈴木 淳君 保健福祉部長 岡 部 光 洋 君 農政部長 根本勝則君 商工観光部長 小 瀧 孝 男 君 真 中 剛君 会計管理者 磯 野 初 郎 君 建設部長 上下水道部長 江 尻 伸 彦 君 消 防 長 宇 野 智 明 君 教育部長 生天目 忍 君 農業委員会事務局長 弓 野 政 人 君 秘書課長 柴 田 道 彰 君 総務課長塩原正己君 監査委員 江 幡 治君 以上, 19名でございます。 以上で諸般の報告を終わります。

市長挨拶

〇成井小太郎議長 この際,市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

〇大久保太一市長 皆さん、おはようございます。令和元年第2回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

また、日ごろ、議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、5月1日に新天皇が即位され、令和という新しい時代が幕をあけました。新元号には、 一人ひとりが明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる日本でありた いという思いが込められていると思います。

現在,我が国で急速に進行する人口減少と高齢化は,社会経済環境にさまざまな影響を及ぼし, 市政におきましても,高齢者の見守りや多様化する子育て支援,空き家問題,農業後継者担い手 の育成など,諸課題に直面をしておりまして,これらにしっかりと対応していくことが求められ ております。

市総合計画に掲げるまちの将来像、全ての市民が幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまちの実現を目指しまして、各種施策の推進を図りますとともに、先人が築いてきた時代に感謝をしながら、令和という新しい時代が平和で市民一人ひとりにとって希望に満ちあふれた時代になるよう気持ちも新たに取り組んでまいりたいと考えます。

ここで、3月の第1回の市議会定例会以降の主な出来事などにつきまして、ご報告をさせてい

ただきます。

去る3月23日に、原子力災害広域避難計画の策定後初めてとなります避難訓練を市民、市職員、特別養護老人ホームの入居者など約300名が参加をし、実施をいたしました。計画に基づく避難手順を確認し、課題を抽出することを目的といたしまして、災害対策本部の設置、住民への周知、移送や放射性物質の付着を調べる避難退域時検査、要支援者の屋内避難などの訓練を実施したところでございます。

今後、訓練において抽出されました市の組織体制や住民避難などの諸課題について検証し、その結果を生かすことにより対応能力を向上してまいりたいと考えます。

また、避難先や移動手段などを把握するための市民アンケートを行うとともに、繰り返し訓練 を実施しまして、避難計画の実効性を高めてまいりたいと考えております。

次に,10連休となりました今年のゴールデンウィークの観光施設の入込客数でございますが,休日が増えたことや連休後半に晴天が続いたこともございまして,多くの施設で利用者数が増加をいたしました。

特に、竜神峡鯉のぼりまつりでにぎわった竜神大吊橋の渡橋者数は3万7,655人で、対前年比8,671人、30%の増でございました。

また、2月にリニューアルオープンしました里美温泉保養センターぬく森の湯の利用者数につきましては、3、726人で、対前年比1、735人増、87%の増でございました。

引き続き、観光物産協会と連携を図り、観光誘客による交流人口の拡大に向けまして、ホームページやSNS等を効果的に活用し、市の魅力や観光イベント情報を市内外に広く発信をしてまいります。

次に、5月25日から26日にわたりまして、山吹運動公園、里美運動公園で開催されました 全国障害者スポーツ大会いきいき茨城ゆめ大会2019のリハーサル大会でございますが、関東 各地から17チームが参加をされまして、ソフトボール、フットベースボール、グランドソフト ボールの各競技において熱戦が繰り広げられました。

大会を通じて見えてきた課題や改善点を整理いたしまして, 10月に行われる本番での円滑な 運営につなげていきますとともに, さらなる機運の醸成を図り, 大会を盛り上げてまいりたいと 思っております。

次に、今月1日に発表されました東京2020オリンピック聖火リレーの県内ルートでございますが、来年7月5日に行われます聖火リレーが当市におきましても実施をされることとなりました。当日は鹿島市を出発しまして、大洗町、日立市などを走り継ぎ、当市の竜神大吊橋に聖火が入ってくる予定となっております。

オリンピック・パラリンピック開催に向けた機運の醸成はもとより、将来を担う子どもたちをはじめ、市民の貴重な思い出となるほか、郷土愛の育成、地域の活性化につながることを期待しているところでございます。

続きまして、3月定例会において、あらかじめご了承をお願いをいたしました専決処分について、ご報告を申し上げます。

特別交付税の確定,市債の変更等にかかわります予算措置について,平成30年度の一般会計補正予算を専決処分をさせていただきました。

また、幸久幼稚園の通園バス利用者の増に伴う通園タクシーの予算措置について、平成31年度の一般会計補正予算の専決処分をさせていただきました。

さらに、地方税法等の改正に伴います市税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例の一部 改正を専決処分をさせていただきました。

最後に、本定例会に提案させていただきます議案につきましてご報告をさせていただきます。

今回の提出議案は、専決処分の報告5件、平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告2件、条例の制定1件、一部改正3件、小型動力ポンプ積載車購入契約1件及び令和元年度補正予算2件、合わせまして14件でございます。

なお,人事案件1件を追加提案する予定でございますので,よろしくお願いをいたします。 各議案の提案理由につきまして,議題となりましたときに副市長よりご説明を申し上げます。 各議案とも慎重にご審議をいただきまして,原案のとおり承認,可決,同意を賜りますようお

願いを申し上げまして招集の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○成井小太郎議長 日程第1,会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から6月14日まで12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日まで12日間と決定いたしました。

日程第2 報告第2号ないし報告第8号

〇成井小太郎議長 次,日程第2,報告第2号専決処分の承認を求めることについて,常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例,報告第3号専決処分の承認を求めることについて,常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例,報告第4号専決処分の承認を求めることについて,常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例,報告第5号専決処分の承認を求めることについて,平成30年度常陸太田市一般会計補正予算(第9号),報告第6号専決処分の承認を求めることについて,平成31年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号),報告第7号平成30年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について,報告第8号平成30年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について,以上7件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

〇宮田達夫副市長 提案者にかわりまして,ご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。報告第2号は、専決処分の承認を求めることについてで ございます。

2ページに専決処分書の写しがございますが、地方税法等の一部改正に伴い、常陸太田市市税 条例等の一部を改正する条例を本年3月29日に専決処分させていただきました。

内容につきましては、改正が多岐にわたるため、本日お配りしてありますA3横長の資料、令和元年第2回市議会定例会報告第2号資料、市税条例の主な改正についてによりご説明させていただきます。

こちらの資料でございます。

改正は、資料左ページの軽自動車税と右ページ中段の法人市民税の2税目で、大きく5条から 成っております。

左ページ1の改正条例第1条関係につきましては, (1)軽自動車税における平成29年度分のグリーン化特例措置の削除でございます。平成29年度分のグリーン化特例措置の適用期間が終了したことにより、規定を削除するものでございます。

続きまして、2は改正条例第2条関係でございます。

まず、(1)の軽自動車税のグリーン化特例措置の延長でございますが、現行の特例措置を2 年間延長するものでございます。

適用期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までにおける新規取得分でございます。

次に, (2)の軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置でございますが,消費税率の引き上げに配慮し,軽自動車税の取得時の負担感を緩和するため,適用期間中に自家用自動車の取得を した場合,環境性能割の税率を1%分を軽減するものでございます。

適用期間は、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの新規取得分でございます。 措置内容でございますが、表1をご覧願います。

各燃費基準値達成度に応じて、税率を非課税または1%に軽減するものでございます。

続きまして、3の改正条例第3条関係につきましては、(1) 軽自動車税のグリーン化特例措置の見直しでございます。

平成33年4月1日から平成35年3月31日までに新規に取得をした自家用乗用車について、 軽減対象を電気軽自動車等に限定するものでございます。

表2をご覧願います。

右側,改正後におきまして,電気軽自動車等のみ75%軽減といたしました。なお,電気軽自動車税等とは欄外の星印に説明がございますので,後ほどご覧おき願います。

右ページをご覧願います。4の改正条例第4条関係につきましては, (1)軽自動車税の課税 区分の改正に伴う措置でございます。 現行の軽自動車税が本年10月1日から種別割と環境性能割に区分されることに伴い、現行の 軽自動車税における四輪以上の乗用のものと貨物用のものにおいて、それぞれ営業用と自家用に 細分し、適用している税率を新たに規定される種別割においても、引き続き同率で課税をするた め、その内容について、改めて明記するものでございます。

5の改正条例第5条関係は法人市民税でございます。

(1) 法人市民税の障害発生時における電子申告義務に対する措置でございます。

平成30年度の改正により、資本金1億円を超える大法人の法人市民税の電子申告化が義務化されておりますが、今回の改正により、災害やインターネット障害等で電子申告が困難な場合には書面により申告書を提出できる旨を規定したものでございます。

附則でございます。

第1条は、施行期日でございます。

本条例は、本年4月1日から施行することとし、第1号から第5号までは、それぞれ各号に定める日から施行するものでございます。

第2条から第8条は経過措置でございます。

表4をご覧願います。

ご覧の市民税,固定資産税,軽自動車税に関する経過措置の各内容につきましては,右側,適 用の欄の期日から適用するものでございます。

なお、欄外の星印でございますが、各経過措置以前の適用につきましては、従前の例とするも のでございます。

報告第2号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

48ページをお開き願います。48ページでございます。報告第3号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

49ページに専決処分書の写しがございますが、地方税法等の一部改正に伴い、常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例を本年3月29日に専決処分させていただきました。

内容につきましては、50ページをお開き願います。

地方税法の附則に、第15条第17項が新たに加わったことによる修正でございます。

本文の3行目でございますが、附則の第2項中、附則第15条第43項を附則第15条第44 項に改め、同様に5行目でございますが、附則の第3項中、附則第15条第44項を附則第15 条第45項に改めるものでございます。

また、同様に7行目でございますが、附則第14項中の各項におきましても、それぞれ条項の ずれを整理するものでございます。

附則でございます。

本条例は、本年4月1日から施行するものでございます。

経過措置でございます。

第2項につきましては、本条例は平成31年度分以降の都市計画税について適用し、平成30

年度分までの都市計画税につきましては、従前の例とするものでございます。

第3項につきましては、「所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法」の施行日が平成30年11月15日であることから、本条附則第14項中の第50項を同法の施行日の前日までを対象外とするものでございます。

報告第3号は以上でございます。

続きまして、52ページをお開き願います。報告第4号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

53ページに専決処分書の写しがございますが、地方税法施行令等の一部改正に伴い、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を本年3月29日に専決処分させていただきました。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、55ページをお開き願います。上段の第2条は、国民健康保険税の課税額で ございます。

右側の現行では、基礎課税額の課税限度額を58万円としておりましたが、左側改正案では61万円とするものでございます。こちらの改正につきましては、所得の多い方に保険税負担の増をお願いするものでございます。

続きまして、中段の第23条は、国民健康保険税の減額でございます。

第1項第2号におきまして、右側の現行では5割軽減の対象となる所得の基準額が1人に付き 27万5,000円としておりますが、左側改正案では28万円とするものでございます。

同じく第3号におきましては、右側の現行では、2割軽減の対象となる所得の基準額が1人に付き50万円としておりますが、左側改正案では51万円とするものでございます。

こちらの改正につきましては、所得の低い方への保険税軽減措置を拡大するものでございます。 恐れ入りますが、54ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は本年4月1日 から施行するものでございます。

なお、経過措置でございますが、本条例は平成31年度以降、失礼しました。平成31年度以降分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税につきましては、 従前の例とするものでございます。

報告第4号は以上でございます。

続きまして, 56ページをお開き願います。報告第5号は, 専決処分の承認を求めることについてでございます。

57ページに専決処分書の写しがございますが、特別交付税の確定、市債の変更等に係る予算措置について、平成30年度常陸太田市一般会計補正予算(第9号)を本年3月31日に専決処分させていただきました。

補正内容につきましては、恐れ入りますが、59ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,679万円を追加し、総額を244億6,930万9,000円としたものでございます。

第2条で地方債の補正を行っております。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、65ページをお開き願います。歳入でございます。

2款地方譲与税から66ページ中段の10款地方交付税までの補正につきましては、それぞれ 3月期の交付額の確定により、合わせまして3億3,049万円を追加するものでございます。

下段の21款市債の補正でございますが、対象事業費の確定や国庫補助金の確定などにより、 合わせまして2億3,370万円を減額したものでございます。

67ページをご覧願います。歳出でございます。

上段の2款1項3目財政管理費の補正につきましては,将来の地方債償還財源といたしまして,減債基金に1億2,267万7,000円の積み立てを行うものでございます。

下段の4款1項7目環境衛生費の補正につきましては、一般会計から水道事業会計への補助で ございますが、給水収益が見込みよりも増えましたこと。また、動力費が見込みよりも安価にな ったことにより、2,588万7,000円を減額したものでございます。

恐れ入りますが、62ページにお戻り願います。62ページでございます。第2表は、地方債補正でございます。

1の変更でございますが、市債対象事業費の確定などにより、これまでの限度額合計19億6、 910万円を右側17億3、540万円に減額したものでございます。

報告第5号は以上でございます。

続きまして, 69ページをお開き願います。報告第6号は, 専決処分の承認を求めることについてでございます。

70ページに専決処分書の写しがございますが、幸久幼稚園の園児送迎に係る予算措置について、平成31年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)を本年4月1日に専決処分させていただきました。

補正内容につきましては、恐れ入りますが、72ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ184万5,000円を追加し、総額を251億6、 284万5,000円としたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、78ページをお開き願います。歳入でございます。

19款繰入金の補正につきましては、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入金184万5,000円を追加するものでございます。

79ページをお開き願います。歳出でございます。

9款4項1目幼稚園管理費の補正につきましては、幸久幼稚園において、昨年度末の追加入園により園児数が増加し、通園バス利用者が乗車定員を上回る見込みとなったため、通園タクシーを新たに運行することに伴う委託料184万5,000円を追加したものでございます。

報告第6号は以上でございます。

続きまして、80ページをお開き願います。報告第7号は、平成30年度常陸太田市一般会計

予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成30年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越しましたので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

81ページをお開き願います。繰越計算書でございます。

国の補正予算に基づくもの、関係機関との調整に日時を要したものなど、3月の定例会で議決をいただきました金額の範囲内におきまして、3款1項のプレミアム付き商品券事業から9款4項の幼稚園整備事業までのご覧の11事業、合計7億338万4、080円を平成31年度に繰り越すものでございます。

報告第7号は以上でございます。

続きまして、82ページをお開き願います。報告第8号は、平成30年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成30年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越しましたので,「地方自治法施行令」第146条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

83ページをお開き願います。繰越計算書でございます。

茨城県が施工する那珂久慈流域下水道事業の建設工事が繰り越されたことにより、本市に係る 負担金648万4,000円を平成31年度に繰り越すものでございます。

報告案件に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 **〇成井小太郎議長** 説明は終わりました。

日程第3 議案第54号ないし議案第58号

〇成井小太郎議長 次,日程第3,議案第54号常陸太田市森林環境譲与税基金の設置,管理及び処分に関する条例の制定について,議案第55号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について,議案第56号常陸太田市介護保険条例の一部改正について,議案第57号常陸太田市火災予防条例の一部改正について,議案第58号小型動力ポンプ積載車購入契約について,以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

[宮田達夫副市長 登壇]

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明いたします。

議案書の84ページをお開き願います。議案第54号は、常陸太田市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が本年3月29日 に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、常陸太田市森林環境譲与税基金を設置す るため本条例を制定するものでございます。

85ページをお開き願います。常陸太田市森林環境譲与税基金の設置,管理及び処分に関する 条例でございます。

第1条は、基金の設置でございます。

本条例では、第1号の森林の整備に関する施策及び第2号の森林の整備を担うべき人材の育成 及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用やその他の森林の整備促進に 関する施策に必要な財源を確保するため設置するものでございます。

第2条は、基金への積立額でございます。

積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とするものでございます。

第3条は、基金の管理でございます。

基金に属する現金は金融機関への預金など、最も確実かつ有利な方法により保管することとし、 第2項で必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとするものでございま す。

第4条は、運用収益の処理でございます。

基金運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものでございます。

第5条は、繰り替え運用についてでございます。

市長は財政上必要があると認めるときは、一般会計への繰り戻しの方法などを定め、歳計現金 に繰り替えて運用することができるとするものでございます。

第6条は、基金の処分でございます。

第1条の各号に掲げる施策を実施するために、必要な事業の財源に充てる場合に限り、その全部または、一部を処分することができるとするものでございます。

第7条は、委任についてでございまして、本条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し 必要な事項は市長が定めるとするものでございます。

なお,当該事業の概要,仕組み等につきましては,過日の全員協議会においてご説明をさせていただいておりますので,本日は省略をさせていただきます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第54号は以上でございます。

続きまして、87ページをお開き願います。議案第55号は、常陸太田市特別職の職員で非常 勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」及び「公職選挙法の一部を改正する法律」が本年5月15日に公布され、同日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、89ページをお開き願います。国から地方公共団体に交付される選挙地の執行経費の基準が、物価の変動等を考慮し改正されましたことから、表右側の現行の欄に掲げる報酬額を、選挙長から期日前投票所の立ち会い、失礼しました、投票立会人までの各職名において、改正案のとおり、100円から200円を増額するものでございます。

なお、これらの増額に伴い、表中、下から3段目の投票所の立会人及び下から2段目の期日前 投票所の投票立会人の報酬額中、ただし書きにございます6時間未満の短時間従事の場合の報酬 額をあわせて改正案のとおり増額するものでございます。

恐れ入りますが、88ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は公布の日から 施行するものでございます。

議案第55号は以上でございます。

続きまして、90ページをお開き願います。議案第56号は、常陸太田市介護保険条例の一部 改正についてでございます。

提案理由でございますが、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が本年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたこと等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、92ページをお開き願います。左側上段の改正案第5条は、改元に伴う文言の整理でございます。

中段の第2項につきましては、前項第1号に相当する低所得者の軽減措置による保険料の定め でございますが、公費等投入による軽減の強化を行い、令和元年度及び令和2年度の保険料率を、 左側現行の2万8,600円から、右側現行の2万3,800円に改正するものでございます。

左側改正案第3項は,第1項第2号の保険料について,これは上段の(2)のところでございますけれども,第2項の準用読みかえ規程により,低所得者の保険料率の公費投入により軽減することについて,令和元年度及び令和2年度の保険料率を4万7,600円から3万9,700円とすることを新たに追加するものでございます。

左側改正案,最下段の第4項は,第1項第3号の保険料率について,これは上段の(3)のところでございますけれども,第3号と同様に,令和元年度,令和2年度の保険料率を4万7,600円から4万6,000円に軽減する規定を新たに追加するものでございます。

改正の内容は以上でございます。

恐れ入りますが、91ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は本年4月1日 から施行するものでございます。

第2項は、経過措置でございます。

平成30年度以前の年度分の保険料につきましては、従前の例とするものでございます。

議案第56号は以上でございます。

続きまして、議案書の93ページをお開き願います。議案第57号は、常陸太田市火災予防条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が昨年5月30日に公布され、本年7月1日から施行されること及び「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が本年2月28日に公布され、同日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、95ページをお開き願います。右側現行の第16条第1項をご覧願います。

「不正競争防止法等の一部を改正する法律」において,「工業標準化法」の一部が改正されたことに伴い,日本工業規格の名称を左側改正案のとおり,日本産業規格に改めるものでございます。

続きまして、右側現行の第29条の5をご覧願います。これは住宅用防災警報機等の設置が免除となる要件を、第1号から第6号まで規定しております。

このうち第1号でございますが、この号につきましては、スプリンクラーを設置した場合に警報器の設置が免除となる事項を規定したものでございますが、スプリンクラー設備の要件を、より高感度である1種に合わせる省令の改正を受け、左側改正案の種別が1種と改めるものでございます。

続きまして、右側現行の最下段、第6号を左側改正案最下段の第7号とし、左側改正案第5号の次に、第6号として特定小規模施設用自動火災報知設備の、これは無線方式の簡易な警報機でございますけれども、この設置を新たな免除要件として追加するものでございます。

本改正につきましては、民泊に供用する家屋等が一定の基準を満たす場合に、特定小規模施設用自動火災報知器の設備が設置されることで、警報器の設置免除が可能となりますことから、新たに追加するものでございます。

恐れ入りますが、94ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は公布の日から 施行するものでございます。

ただし、第16条第1項の規定は、本年7月1日から施行するものでございます。

議案第57号は以上でございます。

続きまして、96ページをお開き願います。議案第58号は、小型動力ポンプ積載車購入契約 についてでございます。

本年5月16日付で一般競争入札に付した小型動力ポンプ積載車2台の購入について、下記の とおり購入契約を締結するため、「地方自治法」の規定に基づき議会の議決をお願いするもので ございます。

3の契約金額は、1,879万2,000円。

4の契約の相手方は、茨城県日立市鮎川町1丁目2番11号,北関東防災工業株式会社、代表 取締役井坂佳則でございます。

今回の小型動力ポンプ積載車は、春友町及び上深荻町の分団に配備する予定でございます。

97ページに参考としまして、今回購入する小型動力ポンプ積載車の概要書がございますので、後ほどご覧おき願います。

なお、本議案の予定価格は2,000万円以上でありましたため、「地方自治法」の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 **〇成井小太郎議長** 説明は終わりました。

日程第4 議案第59号ないし議案第60号

〇成井小太郎議長 次,日程第4,議案第59号令和元年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)について,議案第60号令和元年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第1号)について,以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

〇宮田達夫副市長 提案者にかわりまして,ご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊横長の議案書、令和元年第2回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧 願います。

1 枚おめくり願います。議案第59号は、令和元年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号) でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億2,677万3,00円を追加し、総額を253億8,961万8,000円とするものでございます。

第2条で、地方債の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、7ページをお開き願います。歳入でございます。

1段目の2款3項1目森林環境譲与税の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします森林整備事業の財源として1,473万6,00円を追加するものでございます。

2段目の15款1項1目民生費国庫負担金及び1つ飛びまして,4段目の16款1項1目民生費県負担金の右側説明の欄,低所得者保険料軽減負担金の補正につきましては,歳出予算において補正をいたします介護保険特別会計繰出金の財源といたしまして,合わせまして2,030万円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、3段目にお戻り願います。

15款2項6目教育費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします 佐竹小学校大規模改修費の財源といたしまして、5,553万1,000円を追加するものでござい ます。

5段目の16款2項1目総務費県補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいた します移住定住促進事業の財源といたしまして、121万2,000円を追加するものでございま す。

最下段の19款繰入金の補正につきましては、今回の補正財源調整といたしまして、財政調整 基金繰入金を1,050万3,000円減額するものでございます。

8ページをお開き願います。上段の20 款繰越金の補正につきましては、小里財産区が本年 3月 31日に廃止され、打ち切り決算剰余金が本市へ譲与されたことに伴い、4, 790万1, 000円を追加するものでございます。

中段の21款諸収入の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします地域コミュニティへの助成事業の財源といたしまして、一般財団法人自治総合センターの助成金250万円を 追加するものでございます。 下段の22款市債の補正につきましては、佐竹小学校大規模改修費の財源といたしまして、9、430万円を追加するものでございます。

9ページをご覧願います。歳出でございます。

上段の2款1項11目市民活動費19節負担金補助及び交付金の補正につきましては、自治総合センターの宝くじ社会貢献事業を活用して実施する地域コミュニティへの助成事業が、本年3月22日に採択を受けたことに伴う補正でございます。

昨年度設立された天下野地区及び金郷地区の2つの地域コミュニティにおける備品購入費に対する助成費用といたしまして、250万円を追加するものでございます。

同款同項16目諸費19節負担金補助及び交付金の補正につきましては,国の地方創生推進交付金を活用して,茨城県と市町村が共同で実施する移住定住促進事業が本年4月1日に国の採択を受けたことに伴う補正でございます。

東京圏から本市への移住者が企業に就職する等,一定の要件を満たす場合に支給する支援金といたしまして,1世帯分100万円,1単身分60万円,合わせまして160万円を追加するものでございます。

中段の3款1項7目介護保険費の28節繰出金の補正につきましては、所得の低い方の介護保険料を軽減することを目的とした「介護保険法施行令の一部を改正する政令」等が本年4月1日から施行されたことに伴う補正でございます。

介護保険料軽減に伴う介護保険特別会計の歳入減相当額2,706万7,000円を追加するものでございます。

下段の3款2項3目児童措置費につきましては、子どもの貧困に対応するため、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金を実施することについて、本年4月1日に国から通知があったことに伴う補正でございます。

- 19節負担金補助及び交付金の補正につきましては、支給対象者1名当たり1万7,500円,40名分、合わせまして70万円を追加するものでございます。
- 10ページをお開き願います。上段の5款2項2目林業振興費の補正につきましては、本年度より国から譲与される森林環境譲与税を活用し、適正な森林整備を実施するに当たり、事前準備等を早期に着手するための補正でございます。
- 13節委託料の補正につきましては、森林経営管理法に基づく意向調査等を委託する費用といたしまして、404万1,000円を追加するものでございます。
- 25節積立金の補正につきましては、後年度の事業の財源といたしまして、森林環境譲与税基金に1,027万7,000円の積み立てを行うものでございます。

下段の9款2項1目学校管理費15節工事請負費の補正につきましては、佐竹小学校の大規模 改修工事にかかる費用といたしまして、1 億8、0 05万3、0 00円を追加するものでございます。 恐れ入りますが、4ページにお戻り願います。第2表は、地方債補正でございます。

1,追加でございますが、小学校大規模改修事業費は歳出予算の財源といたしまして、9,430万円を追加するものでございます。

起債の方法,利率,償還の方法は記載のとおりでございます。後ほどご覧おき願います。 議案第59号は以上でございます。

続きまして、議案第60号は、令和元年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第1号)で ございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの 金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額を本定例会に提案しております介護保険条例の一部を 改正する条例案に伴い、第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

補正内容につきましては、2ページをお開き願います。

第1表, 歳入歳出予算補正でございます。

1款1項介護保険料の補正につきましては、所得の少ない第1号被保険者の保険料を軽減することに伴い、2,706万7,000円を減額するものでございます。

7款1項一般会計繰入金の補正につきましては、介護保険料減額相当額を一般会計から繰り入れることに伴い、追加するものでございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

〇成井小太郎議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は6月5日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時01分散会